

公共労速報 No.249

2017年3月15日

公立学校共済組合職員労働組合

TEL03-3872-6175

シリーズ

2017春闘

「なくすぞ！長時間労働・不払い残業」その2

突然ですが、クイズです



Q. 看護師のこなっちゃんは仕事量が多くて、就業時間内に業務を終えることができませんでした。やむを得ず、時間外に業務を行いました。さて、次の中でこなっちゃんが超過勤務手当を請求できる業務はどれでしょうか？

A. 看護記録の作成 B. 始業時間前の情報収集 C. 各種委員会資料や議事録の作成

- ヒント1 理事者が「時間外勤務となる」とはっきり認めている業務だよ。
ヒント2 超過勤務手当は「使用者の指揮命令下」にあれば支給されるよ。
ヒント3 ちなみに制服への着替えは超過勤務手当の対象となるよ。



解説 以下の業務はすべて超過勤務手当を請求することができます。これは公共労に対し理事者が「どれも時間外勤務になる」とはっきり認めているものです。しかも大阪での「過労死裁判」でも、これらの業務は時間外労働であると認められているんですよ！

- ①看護記録の作成 ②退院・転院サマリー作成 ③看護計画の作成
- ④始業時間前の情報収集 ⑤各種委員会への出席
- ⑥各種委員会資料作成と議事録の作成 ⑦緊急を要する患者に関する業務
- ⑧始業時間前の業務準備 ⑨各種連絡・問い合わせへの対応
- ⑩新人・学生などへの教育・指導 ⑪医師からの指示受け・処理業務
- ⑫申し送り業務 ⑬各部署の会議及び議事録の作成 ⑭出欠を取る勉強会・研修会
- ⑮休憩時間中の業務 ⑯その他、日常業務で時間外に行わざるを得ない業務

答え つまり答えは…「全部」です！インキギヤイヨ。ダッテ「ヒツ」ナンテイッテナイモンネ(-ω-)



でも、どんなに残業をしても「時間外をつけるのは1日1時間まで」なんて師長さんに言われている病棟もあるのよ。

それはひどいね。明らかに労基法違反だよ。上記の業務を時間外にやったらきっちり手当を請求しよう。請求させないなんてことには「おかしいです」と声をあげよう。一人では言えなくても、みんなで声をあげれば大丈夫！気軽に公共労に相談してね！

